事前評価調書

I	事業概要											
事	業名	名 農業農村整備事業 (防災ダム事業)										
地	地区名 物置洞池地区											
事	業箇所	大山	at Lastančinまい U市大字今井									
事業のあ 15 らまし 吐		ある 1978 吐の こ	本地区は、犬山市東部に位置し、物置洞上池及び物置洞下池は地域の重要なかんがい用水源であるとともに、防災重点農業用ため池に指定されている。物置洞上池は 1985 年度、物置洞下池は 978 年度から 1979 年度に改修が行われているが、堤体の耐震性不足、緊急放流能力不足及び洪水土の流下能力不足が確認された。 このため、早急に地震対策及び豪雨対策を行い、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業主産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全確保を図る。									
事	業目標	たしの	達成(主要)目標】 こめ池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮ら D安全確保を図る。 基準雨量:105.0mm/時間、1/200年確率雨量)									
重	業費		事業費	内訳								
			4.9億円	■工事費 4.5 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.3 億円								
事	業期間		採択予定年度 2025 年度 着工予定年度 2026 年度 完成予定年度 2031 年度									
事	業内容		(物置洞上池) 堤体工 一式 (物置洞下池) 堤体工、取水施設工(緊急放流施設付)、洪水吐工 各一式									
I 評価□ 1) 必要性 本事業は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池								の推進を目				
			的とした、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき作成する「防災工事等推進計画」に位置付けた事業である。 物置洞上池は堤体の耐震性不足、物置洞下池は堤体の耐震性不足、緊急放流能力の不足及び洪水吐能力の不足により、地震時、豪雨時に決壊する恐れがある。 このため、堤体、洪水吐等の改修や緊急放流施設の設置により、ため池の決壊を未然に防ぎ、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全確保を図る。									
				必要能力		物置洞上池	物置洞下池					
			堤体の耐震化	安全率	現況	1.06	0. 69					
事			歩呼の剛辰化	1.2以上	計画	1. 21	1. 24					
業の			緊急放流	放流時間	現況	能力有	新設					
①事業の必要性			施設の整備	24h 以内 計画排水量 物置洞上池	計画 現況		3. 84m³/s					
			洪水吐の改修	2.17m³/s 以上 物置洞下池 5.58m³/s 以上	計画	能力有	5. 76m³/s					
				は、新たな土地改良 定した B/C は 1. 5 て			林水産省農村振興	局整備部監				
	判定		A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。									

		【理由】 堤体、洪水吐の改修及び緊急放流施設の設置を行うことにより、ため池決壊による農地、 農業用施設、人家等への被害を未然に防止する必要がある。										
	1) 事業計画				2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
			調査·	設計	\longleftrightarrow							
			用地补	甫償			\downarrow				←	
		エ	工事	(物置洞上池)		+						
		種	• 堤(本工		↓	Ì					
②事業の実効性		区	工事	(物置洞下池)				lack				
		分	• 堤(本工				←			-	
			• 洪2	k吐工						\longleftrightarrow		
の宝			• 取水施設工						\longleftrightarrow			
勃			事業費 (億円)		3. 4 1. 5					4. 9		
2) 地元の合 地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行ってお									っており	、合意用	が成は図	
	意形成	られている。										
	判定	A		A: 事業計画の実効性が期待できる。								
				B: 事業計画の実効性が期待できない。								
		【理由】										
		地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。										

Ⅲ 対応方針

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業後の決壊被害の有無を確認

※事業完了後5年以内に計画規模と同等の地震及び降雨が発生した場合、その地震及び降雨により評価する。 事業完了後5年以内に計画規模と同等の地震及び降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の地震及び降雨により評価する。